

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 実施状況および効果検証

No.	実施計画 No.	事業の名称	事業概要	所管課	事業費 (円)	交付金 充当額 (円)	事業始期	事業終期	効果・検証結果
1	1	GIGAスクール構想に係る1人1台端末導入事業	今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大期の学校休業に備え、家庭にインターネット環境が整っていない世帯に貸し出すWiFiルーターの通信料を負担する。	教育委員会	1,157,878	1,136,000	R3.6.14	R4.3.31	生徒1人につき1台のタブレットを貸与することで、休校等による授業の遅れをカバーし、生徒の学びが保障された。また、ICT化に向けた環境整備が構築できた。
2	2	GIGAスクール構想に係る1人1台端末導入事業	今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大期の学校休業に備え、児童生徒1人1台端末を導入するにあたり、安全なインターネット環境を構築する。	教育委員会	1,238,094	1,215,000	R3.6.14	R4.3.31	生徒1人につき1台のタブレットを貸与することで、休校等による授業の遅れをカバーし、生徒の学びが保障された。また、ICT化に向けた環境整備が構築できた。
3	3	学生応援給付金事業	新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮した学生らの生活を支援するため、大学生、専門学校生などに給付金10万円を支給する。	総務課	19,946,894	19,568,000	R3.5.6	R3.9.30	コロナ禍によりアルバイト等が制限される中、経済的に困窮する学生の生活維持の一助となった。
4	4	子育て世帯への保育料軽減事業	新型コロナ禍の影響で収入が減少している中、幼児無償化の対象となっていない0～2歳児の児童を持つ世帯に対し保育料の軽減を行う事で、新型コロナ禍における子育て世帯の生活維持の安定を図る。	住民福祉課	28,224,520	27,688,000	R3.4.1	R4.3.31	コロナ禍において、子育て世帯の子育てに係る費用の中でも、主要な経費である保育料（副食費を除く）を軽減することでコロナ禍による経済的な負担を軽減し、保護者も安心して児童を預けることができ、子育て世帯の経済的、精神的な負担を軽減することが出来た。
5	5	子育て支援事業	子ども・子育て支援事業において、感染症に対する強い体制づくりや、感染症対策を徹底し、事業を継続的に提供するために必要となる経費の補助を行う。 ※感染対策用品の購入	住民福祉課	300,000	98,000	R3.4.1	R4.3.31	消毒液等の感染対策用品の購入経費等を補助することで、適切に感染症対策を行うことができ、事業を継続することが出来た。また、事業の利用者についても安心して事業を受けることが出来たと考える。
6	6	子育て支援事業	子育て世代支援センターの事業において、事業を継続的に実施していくため、センター内の感染症対策を徹底し、感染拡大防止を図る。	健康相談センター	70,440	27,000	R3.11.19	R4.1.26	消毒液等の購入による感染対策により、新型コロナ感染拡大の防止に繋がった。
7	7	子育て支援事業	子ども・子育て支援事業において、感染症に対する強い体制づくりや、感染症対策を徹底し、事業を継続的に提供するために必要となる経費の補助を行う。	住民福祉課	876,446	289,000	R3.4.1	R4.3.31	消毒液等の購入や、消毒等を行う掛かり増し経費等を補助することで、適切に感染症対策を行うことができ、事業を継続することが出来た。また、事業の利用者についても安心して事業を受けることが出来たと考える。
8	11	新型コロナウイルス感染症対策推進の飲食店支援給付金	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来店及び売上高が減少している町内飲食店を対象に、町民が安心して利用できる飲食店とするために必要な活動をしてもらうための給付金を交付する。	産業経済課	6,100,000	3,804,000	R3.9.13	R4.1.31	飲食店への給付により、消毒液等の感染防止対策品を購入いただくことで、利用者の安全対策や利用者減少軽減による店舗の経営維持の一助となった。

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 実施状況および効果検証

No.	実施計画 No.	事業の名称	事業概要	所管課	事業費 (円)	交付金 充当額 (円)	事業始期	事業終期	効果・検証結果
9	12	飲食店応援給付金	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来店及び売上高が減少している町内飲食店に対して、夜間の営業を行っている店舗については、県の営業時間短縮要請協力が給付されるが、日中のみの営業を行っている店舗についても給付金を交付し、支援を行う。	産業経済課	2,200,000	1,372,000	R3.9.21	R3.11.30	県協力金対象の夜間営業を行う飲食店だけでなく、コロナ禍による外出自粛で来店者が減っている日中のみの営業を行う飲食店へ給付を行うことにより、町内飲食店全体の経営維持が図られた。
10	13	事業継続支援給付金	長崎県下全域への特別警戒警報や県独自の緊急事態宣言の発令、長崎市・佐世保市内へまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、事業収入が減少した町内の農業者に対し給付金を給付する。	産業経済課	500,000	187,000	R3.10.18	R4.1.31	緊急事態宣言等に伴い、人の外出が減り飲食店等での売上が減少することから、直接・間接的に影響を受けた農業者へ給付を行うことにより、経営維持の一助となった。
11	14	事業継続支援給付金	長崎県下全域への特別警戒警報や県独自の緊急事態宣言の発令、長崎市・佐世保市内へまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、事業収入が減少した町内の事業者に対し給付金を給付する。	産業経済課	11,570,000	4,967,000	R3.10.18	R4.1.31	緊急事態宣言等に伴い、人の外出が減り飲食店等での売上が減少することから、直接・間接的に影響を受けた事業者へ給付を行うことにより、経営維持の一助となった。
12	15	公共交通事業者支援金	新型コロナウイルスの影響により、学校休業や外出自粛要請を受け、公共交通利用者が著しく減少しており、運行収入が確保できない中でも現状どおり安定的かつ持続的な運行を維持するため、必要となる運行経費に対して支援を行う。	企画財政課	4,390,000	2,738,000	R3.12.23	R4.1.12	コロナ禍で利用者が減少し、運行収入が減少した交通事業者に対し補助を行うことで、安定した持続的な運行・運営に寄与できた。
13	18	保育対策総合支援事業費補助金	対象施設において感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していく事を目的とし、施設職員が感染症の徹底を図りながら業務を継続的に実施していく事に対し必要となる経費を補助する。	住民福祉課	1,499,982	644,000	R3.4.1	R4.3.31	消毒液等の感染対策用品の購入経費やかかり増し経費等を補助することで、適切に感染症対策を行うことができ、事業を継続することが出来た。また、事業の利用者についても安心して事業を受けることが出来たと考える。
14	27	営業時間短縮要請協助力金	長崎県下全域へまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、佐々町内で午後8時以後も営業している飲食店及び遊興施設に対して、令和4年1月28日から2月13日まで、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業を行わないよう要請することに伴い、要請に応じた事業者へ給付金を給付する。	産業経済課	39,423,000	3,381,000	R4.1.28	R4.3.31	まん延防止等重点措置に伴い、飲食店向けに営業時間短縮要請を行ったことから、売上に打撃を受けることとなるため、助成として給付金を支給し、事業継続の一助を担った。
15	28	学生応援給付金事業	新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮した学生らの生活を支援するため、大学生、専門学校生などに給付金10万円を支給する。 (No.3と同事業)	総務課	10,000,000	8,575,000	R3.5.6	R4.3.31	コロナ禍によりアルバイト等が制限される中、経済的に困窮する学生の生活維持安定の一助となった。

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 実施状況および効果検証

No.	実施計画 No.	事業の名称	事業概要	所管課	事業費 (円)	交付金 充当額 (円)	事業始期	事業終期	効果・検証結果
16	29	子育て世帯への保育料軽減事業	新型コロナ禍の影響で収入が減少している中、幼児無償化の対象となっていない0～2歳児の児童を持つ世帯に対し保育料の軽減を行う事で、新型コロナ禍における子育て世帯の生活維持の安定を図る。 (No.4と同事業)	住民福祉課	20,491,000	17,570,000	R3.4.1	R4.3.31	コロナ禍において、子育て世帯の子育てに係る費用の中でも、主要な経費である保育料（副食費を除く）を軽減することでコロナ禍による経済的な負担を軽減し、保護者も安心して児童を預けることができ、子育て世帯の経済的、精神的な負担を軽減することができた。
17	30	営業時間短縮要請協力金	長崎県下全域へまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、佐々町内で午後8時以後も営業している飲食店及び遊興施設に対して、令和4年2月14日から3月6日まで、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業を行わない、また、ながさきコロナ対策飲食店認証店においては、2月21日から3月6日までは、午後9時から翌朝午前5時までの間の営業を行わないよう要請することに伴い、要請に応じた事業者に給付金を給付する。	産業経済課	47,271,000	4,009,000	R4.2.14	R4.6.3	まん延防止等重点措置に伴い、飲食店向けに営業時間短縮要請を行ったことから、売上に打撃を受けることとなるため、助成として給付金を支給し、事業継続の一助を担った。